

## 主 文

被告人を懲役 4 年 6 月に処する。

未決勾留日数中 8 0 日をもその刑に算入する。

被告人から金 3 億 1 0 4 0 万円を追徴する。

## 理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、暴力団 A 組 B 組組長として、大阪市 a 区 b c 丁目 d 番 e 号において、組織的な常設賭博場である通称「C」を開設し、俗に「賽本引」と称する賭博を行うとともに、その客から寺銭名下の金銭を徴収し利益を図ることを共同の目的とする団体である、A 組 D 組組長 E 及び上記 B 組組員ら約 2 4 名で構成された継続的結合体を指揮していたものであるが、上記 E らと共謀の上、上記団体の活動として、

第 1 平成 1 7 年 1 月 1 日から同 1 8 年 1 月 2 3 日までの毎日の午後 6 時ころから翌日の午前 6 時ころまでの間及び同月 2 4 日午後 6 時ころから同月 2 5 日午前零時 5 分ころまでの間、前記賭博場において、E ら団体関係者が別紙記載の各役割を分担するなどし、その分担に従って、賭博場を開張し、さいころ及び張り札等を使用し、賭客の F らに、金銭を賭けさせて「賽本引」と称する賭博を行わせ、その際、同人らから寺銭名下に金銭を徴収し、もって、団体の活動として、賭博開張図利の罪に当たる行為を実行するための組織により、賭博場を開張して利益を図った

第 2 前記日時場所において、E ら団体関係者が別紙記載の各役割を分担するなどし、その分担に従って、常習として、前記 F らを相手方としてさいころ及び張り札等を使用して金銭を賭け、もって、団体の活動として、常習賭博の罪に当たる行為を実行するための組織により、常習として「賽本引」と称する賭博をした

ものである。

(証拠の標目)

(以下の括弧内の甲を付した数字は証拠等関係カード記載の検察官請求番号を示す。)

判示事実全部について

被告人の公判供述

Eの検察官調書謄本(甲17), 警察官調書謄本(甲16)

G(甲18), H(甲24), I(甲25), J(甲27), K(甲30), L(甲31), M(甲32), N(甲33), O(甲34), P(甲35), Q(甲36), R(甲37), S(甲38), T(甲48, 49), U(甲52)の検察官調書謄本

Vの検察官調書謄本(甲23), 警察官調書謄本(甲19~22)

Wの検察官調書謄本(甲29), 警察官調書謄本(甲28)

Xの検察官調書謄本(甲45), 警察官調書謄本(甲39~44)

Y1(甲6, 7), Y2(甲8), Y3(甲9), Y4(甲10), Y5(甲11), Y6(甲12), Y7(甲13), F(甲14, 15)の警察官調書謄本

写真撮影報告書(甲1, 2)

捜査報告書謄本(甲4, 5)

(累犯前科)

被告人は, 平成9年2月5日大阪地方裁判所でモーターボート競走法違反の罪により懲役1年10月及び罰金50万円に処せられ(同10年3月10日確定, 懲役刑の始期同年6月15日), 同12年2月13日その懲役刑の執行を受け終わったものであり, この事実は前科調書(乙4)及び判決書謄本(乙6)によって認められる。

(法令の適用)

罰 条 判示第1の各所為は包括して刑法60条, 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律3条1項2号(刑法186条2項), 判示第2の各所為は包括して刑法60条, 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律3条1項1号(刑法186条1項)

累 犯 加 重 いずれも刑法56条1項, 57条(再犯)

併 合 罪 の 処 理 刑法45条前段, 47条本文, 10条(重い判示第1の罪の刑

に法定の加重〔なお、賭博開張図利幫助と賭博の事案であるが、同じ日・場所での賭博開張図利幫助の事実と賭博の事実が併合罪の関係にあることにつき、最二小決昭和45年7月10日・裁判集〔刑事〕177号171頁参照〕)

未決勾留日数の算入 刑法21条

追徴 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律16条  
1項本文，13条1項1号

なお、追徴につき付言するに、上記法律13条1項の没収は経費を控除する要がなく(刑事裁判資料第276号(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の解説)101頁)、追徴についてもこれと同様であるところ(刑法19条の2につき大コンメンタール刑法〔第二版〕第1巻451頁)、本件賭博場での1日分の平均収益については、毎日場に出ていたEを始めとする共犯者らが一致して約80万円であった旨供述しており、その根拠も、組長である被告人への上納分、共犯者らの日当のほか必要経費分を踏まえた具体的で説得性のあるものであること、また、多くの共犯者らの供述から、その程度の収益がノルマとされていたと認められ、捜査が入った当日中途の収益も115万1000円あったこと、その他、本件賭博は結局は胴側が儲ける仕組みになっていたこと、及び同賭博の規模等にも照らせば、上記収益についての共犯者らの供述は十分信用するに足るものであって、1日分の平均収益は少なくとも80万円であった旨の複数の共犯者の供述にも照らし、本件の追徴額については、1日分の平均収益を80万円と認めた上、その388日分の3億1040万円とした。

(量刑の理由)

本件は、判示組織的な犯罪として、賭博開張図利(第1)及び常習賭博(第2)を首謀し、配下の者らに実行させた、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反の事案であるが、被告人は、平成以降、モーターボート競走法違反(吞行為)の罪で2度判決を受けて、2回目では前記累犯前科のとおり実刑となり服役しながら、平成12年2月14日に満期出所した後、前裁判で解散を決意したはずのB組を再び立ち上げ、早

くも平成14年夏ころ本件賭博場の開張者となって以降，本件起訴分でも平成17年1月1日から実に389日間休みなく賭博場を組織的に開張して巨額の不法収益を得たものであり，それが場に出た組員や組関係者らの高額な日当のほか多くが組の収入源となったことに照らしても，本件は反社会性が誠に著しい悪質極まりない犯行であって，被告人の賭博についての規範意識の欠如と常習性も甚だ顕著である。同種前科で服役もしながらなおも暴力団組長として本件を主導した被告人の刑責は相当に重い。そこで，組の解散を改めて申述するなどして本件につき反省の態度を示していること，社会福祉法人等に相当額の寄附をしていること，健康状態が優れないこと，高齢の域に達しつつあることなど被告人のために酌むべき事情も併せ総合考慮の上，主文の量刑をした。

(求刑 懲役6年)

平成18年11月17日

大阪地方裁判所第12刑事部

裁判官 西 森 英 司

別紙

	氏名	地位	役割
1	E	A組若頭補佐兼D組組長	現場責任者，シケ張り
2	G	A組B組舎弟頭補佐	盆守，合力，胴師
3	V	上記B組若頭補佐	盆守，采配，合力，胴師
4	H	A組D組関係者	帳付け，胴師
5	Z	B組本部長	合力，胴師
6	I	B組若中	合力，胴師
7	J	B組若頭補佐	合力，胴師
8	W	上記D組関係者	合力，胴師
9	K	D組関係者	合力，胴師
10	L	B組関係者	胴師，走り
11	O	A組若中	合力，胴師，シケ張り
12	P	B組若中	シケ張り
13	M	B組舎弟頭補佐	下足番
14	N	Mの元妻	賄い
15	X	B組若頭	采配，胴師
16	T	B組若頭補佐	帳付け，胴師
17	U	A組若中	盆守，胴師
18	Q	B組組員	胴師
19	R	B組関係者	合力，胴師
20	S	B組関係者	走り

Hについては別件でその地位が争われており，本件でも上記認定に止めたものである。

役割	内容
采配	胴師の交代を命じる者
胴師	賭客を相手にさいころ及び張り札等を使用して金銭を賭けるなどの役割をする者
合力	客に配当金を配ったり，張り金を回収したりする者，また，寺銭を徴収する者
盆守	客の不正行為の監視などをする者
シケ張り	賭博場の外付近において，賭客を案内し，警察官の動向等を監視する者
帳付け	胴師の勝敗及び胴前金の増減を記帳する者
走り	賭客らへの飲食物の提供及び接客などをする者
賄い	賭客や胴側の者のための料理を作る者
下足番	客の履物を整理する者